

平成 17 年 11 月

# にかほ市議会臨時会会議録

平成 17 年 11 月 30 日 開 会  
平成 17 年 11 月 30 日 閉 会

にかほ市議会

# 平成 17 年第 2 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 17 年 11 月 30 日第 2 回にかほ市議会臨時会がかほ市象潟公民館 2 階大ホールに招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	19 番	池田	好隆
20 番	梶原	澄夫	21 番	伊藤	知
22 番	佐々木	正己	23 番	村上	次郎
24 番	山田	明	25 番	高橋	二郎
26 番	飯尾	善紀	27 番	佐々木	弥四夫
28 番	佐藤	功	29 番	佐藤	文昭
30 番	小川	正文	31 番	本藤	敏夫
32 番	佐藤	範義	33 番	菊地	衛
34 番	宮崎	信一	35 番	伊藤	晃
36 番	須田	鉄郎	37 番	佐々木	元
38 番	齋藤	信義	39 番	池田	敏郎
40 番	佐々木	正明	41 番	市川	雄次
42 番	佐々木	栄	43 番	佐々木	春男
44 番	須田	金一	45 番	加藤	光裕
46 番	佐々木	正勝	47 番	榊原	均

1、本日の出席議員（ 45 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
6 番	荘司	範彦	7 番	佐藤	元
8 番	斎藤	和夫	9 番	池田	甚一

10 番	板垣英雄	11 番	宮本久美子
12 番	工藤久市	13 番	加藤照美
14 番	長谷川誠	15 番	佐々木正雄
16 番	佐々木正勝	17 番	竹内賢
19 番	池田好隆	20 番	梶原澄夫
21 番	伊藤知	22 番	佐々木正己
23 番	村上次郎	24 番	山田明
25 番	高橋二郎	26 番	飯尾善紀
27 番	佐々木弥四夫	28 番	佐藤功
29 番	佐藤文昭	30 番	小川正文
31 番	本藤敏夫	32 番	佐藤範義
33 番	菊地衛	34 番	宮崎信一
35 番	伊藤晃	36 番	須田鉄郎
37 番	佐々木元	38 番	齋藤信義
39 番	池田敏郎	40 番	佐々木正明
41 番	市川雄次	42 番	佐々木栄
43 番	佐々木春男	44 番	須田金一
45 番	加藤光裕	46 番	佐々木正勝
47 番	榊原均		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

5 番 飯尾明芳

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	参 事	佐 藤 正
庶 務 係 長	藤 谷 博 之	主 査	佐 々 木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	大 久 保 敬 一
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	笹 森 和 雄
産 業 建 設 部 長	金 子 則 之	仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	阿 部 五 郎
金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	三 浦 忠 彦	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	松 野 勝 弘
教 育 次 長	佐 藤 定 夫	ガ ス 水 道 局 長	宮 崎 俊 雄
消 防 長	高 橋 誠		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成17年11月30日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第18号 教育委員会委員の任命について
- 第4 議案第19号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第20号 教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第21号 教育委員会委員の任命について
- 第7 議案第22号 教育委員会委員の任命について
- 第8 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9 議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議案第26号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第27号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第28号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第29号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第30号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第16 議案第31号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第17 議案第32号 平成17年度にかほ市一般会計暫定補正予算(第1号)
- 第18 議案第33号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定補正予算(第1号)
- 第19 議案第34号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定補正予算(第1号)
- 第20 議案第35号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)
- 第21 議案第36号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計暫定補正予算(第1号)
- 第22 議案第37号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定補正予算(第1号)
- 第23 議案第38号 平成17年度にかほ市ガス事業会計暫定補正予算(第1号)
- 第24 議案第39号 平成17年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算(第1号)

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 1 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 45 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから平成 17 年第 2 回にかほ市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

5 番飯尾明芳議員より欠席の届け出が出ております。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、1 番佐々木勇議員、2 番黒田直孝議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 18 号教育委員会委員の任命についてから日程第 24、議案第 39 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算（第 1 号）までの議案 22 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 皆さんおはようございます。きょうは大変お忙しい中を第 2 回にかほ市議会臨時会に御参集をいただきましてありがとうございます。

提出議案の説明に入る前に一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、市民の皆様を初め、各方面から力強い御支援をいただき、にかほ市長の重責を担うことになりました。改めて責任の重大さを痛感しているところでございます。

今、国にも地方にもさまざまな課題が山積しております。大変厳しい状況下にあります。市民の負託にこたえ、にかほ市の基本理念である「夢あるまち」「豊かなまち」「元気なまち」の実現に向けて全力を傾注してまいりますので、議員各位におかれましては、市勢発展のために、これまで以上の御支援と御協力、さらには御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、市政の基本方針につきましては、次の 12 月定例議会において申し述べますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案しております議案について御説明申し上げます。本臨時会に提案しております議案は 22 件でございます。

まず初めに、議案第 18 号教育委員会委員の任命についてでございます。にかほ市教育委員会委員に大久保敬一氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 19 号教育委員会委員の任命についてでございます。同じく、にかほ市教育委員会委員に佐

用洋子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 20 号教育委員会委員の任命についてでございます。同様に、にかほ市教育委員会委員に三浦博氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 21 号教育委員会委員の任命についてでございます。同じく、にかほ市教育委員会委員に齋藤育子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 22 号教育委員会委員の任命についてでございます。同様に、にかほ市教育委員会委員に武田國彦氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第 23 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。にかほ市固定資産評価審査委員会委員に伊藤元氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 24 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。同じく、にかほ市固定資産評価審査委員会委員に大須賀氏等を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第 25 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。同様に、にかほ市固定資産評価審査委員会委員に佐々木亮子氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。人事院勧告及び秋田県人事委員会報告に基づく国・県の措置に準じ、民間との給与格差を是正するため、一般職員の給与、手当を改正するものでございます。

議案第 27 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。同じく、人事院勧告に基づく国・県の措置に準じ、議員の期末手当を改正するものでございます。

議案第 28 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。同様に、人事院勧告に基づく国・県の措置に準じ、市長、助役、収入役の期末手当を改正するものでございます。

議案第 29 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。同じく、人事院勧告に基づく国・県の措置に準じ、教育長の期末手当を改正するものでございます。

次に、議案第 30 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてでございます。市町村合併によって、仙北市、横手市、にかほ市が設置されたことに伴い、組合を組織する団体が減少すること、並びに、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴って、組合同約の一部を変更する必要があることから、関係地方公共団体で協議することについて、地方自治法に規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 31 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。議案第 30 号と同様に、市町村合併に伴って、組合を組織する団体が減少することになることから、関係地方公共団体で協議することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 32 号平成 17 年度にかほ市一般会計暫定補正予算（第 1 号）であります。こ

れは、議案第 26 号、27 号、28 号、29 号に基づいて、給与、手当の改定を実施することに伴う人件費の補正でございます。

議案第 33 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定補正予算（第 1 号）であります。同様に、人事院勧告に準じて給与改定を実施することに伴う人件費の補正でございます。

続きまして、議案第 34 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定補正予算（第 1 号）であります。同じく、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第 35 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）であります。これも同様に、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第 36 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計暫定補正予算（第 1 号）であります。同じく給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第 37 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）であります。同様に、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第 38 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定補正予算（第 1 号）であります。これも同じく、人事院勧告に準じて給与改定を実施することに伴う人件費の補正でございます。

議案第 39 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算（第 1 号）であります。同様に、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の概略でございます。関係の部局長から補足の説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（榊原均君） これから担当部長の補足説明を行います。まず最初に、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案の補足説明をさせていただきます。

先ほど市長より提出議案の説明がありました。議案第 26 号について補足説明をいたします。

人事院は 8 月 15 日に月例給を 0.36%、金額にいたしまして 1,389 円引き下げる 2005 年給与勧告を行っております。そのために、にかほ市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について今回改正するものでございます。

これは、国家公務員の一般職の職員の給与に準じ、一般職の職員の給与月額、扶養手当額及び勤勉手当の支給割合を改定するものであり、改正の内容は、前給料表の前給料月額を、にかほ市では平均 0.33%の減額に改定する内容となっております。

今回の改正内容の第 1 条は、第 8 条第 3 項中の配偶者に係る扶養手当の支給月額を「1 万 3,500 円」から「1 万 3,000 円」に 500 円引き下げる内容となっております。第 26 条第 2 項第 1 号中、勤勉手当を、平成 17 年 12 月期の勤勉手当の支給割合を 0.7 から 0.75 に改正し、また、第 2 条では、平成 18 年度の勤勉手当の支給割合を 6 月期、12 月期とも 0.725 にするものでございます。

この結果、一般職、消防職、医療職の増減額の合計は、給料で 153 万 1,000 円の減額でございます。また、扶養手当で 17 万 8,000 円の減額、特殊勤務手当で 1,000 円の減額、管理職手当で 2 万 7,000 円の減額、期末手当での調整分 510 万 8,000 円の減額、また、勤勉手当では 608 万 3,000 円の増額となっております。また、共済等で 43 万 1,000 円の減額となっております。

議案第 27 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を改正する条例

制定についてでございますが、これは市議会議員の12月期の期末手当の支給割合を1.7から1.75に改正するものであります。この結果、12月の支給において、59万9,000円の増額となっております。

また、議案第28号、第29号については、にかほ市特別職及び教育長の期末手当を議案第27号と同様の内容で、12月期の支給割合を1.7から1.75に改正するものでございます。

議案第30号、31号については、補足説明はございません。

次に、議案第32号から議案第39号までは、今回の人事院勧告による給与の改定に伴いまして、一般会計から水道事業会計までの暫定補正予算を計上したものでございます。

一般会計の暫定補正予算の主なものは、職員分、消防も含めてでございますけれども、339人分で、104万1,000円の給与の減額の補正であります。主な減額分は、給料分といたしまして、139万円の減、期末手当では486万5,000円の減、勤勉手当では580万6,000円の増となっております。

また、議案第33号の国保事業会計では、職員1人分の給与の減額分、2,000円分でございます。

次に、議案第34号の国保施設勘定では、職員6人分で、給与では2万8,000円の期末手当の減額になっております。給料では2万8,000円、期末手当で9万7,000円の減、勤勉手当で11万6,000円の増となっております。

また、議案第35号公共下水道事業では、職員7人分の給与改定分といたしまして、2万9,000円の減となっております。

議案第36号、簡易水道は、職員1人分で4,000円の減になっております。

それから、議案第37号農業集落排水事業特別会計では、職員2人分の8,000円の減額となっております。

いずれの暫定補正予算においても、減額分を予備費に計上した予算に今回はいたしております。

議案第38号並びに39号については、ガス水道局長のほうから補足説明をいたします。

議長（榊原均君） 次に、補足説明、ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） それでは、私のほうから、議案第38号平成17年度にかほ市ガス事業会計暫定補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今、総務部長が申し上げましたように、私どもも人勧によるものでございます。予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。予算の第3条に定めた収益的支出の予算額を下記のとおり補正するものでありまして、収益的支出の部の中で、1款ガス事業費用、2項採取製造費の5目手当等が増額になっておりますが、これは、現在行われております熱量変更等に伴うガスの供給管の遮断テストの深夜作業にかかわる時間外であります。その分が19万円ほど増額になっておりますが、あと、すべて人勧によるものでございます。

それから、議案第39号ですが、平成17年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算（第1号）ですが、これもすべて人勧によるものの補正でございます。以上です。

議長（榊原均君） これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

午前 10 時 22 分 休 憩

午前 10 時 23 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 18 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。順次質疑を許します。なお、発言は、自席で行っていただきます。

最初に、31 番本藤敏夫議員の発言を許します。

31 番（本藤敏夫君） 31 番本藤でございます。通告に従いまして質問いたします。

教育委員会の任命について提案されておりますが、御承知のとおり、教育委員会委員の業務というのは、地方教育行政を担う非常に重要な委員であります。5 人の方の任命について議案が提案されておりますが、それについて人選に関する基準、ありましたら — 当然あると思いますが、人選に関する基準、御説明をいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 教育委員会の委員及び固定資産評価審査委員会委員の人選でございますけれども、教育委員会の委員につきましては、人格が高潔で、教育、学術、文化に識見を持っている適任者をということで選任をさせていただきました。この教育委員会委員については、合併前の旧 3 町で教育委員として選任されまして、旧町議会で同意を受けた方々でございます。私は、今回の教育委員の選任に当たりましては、まず 1 つは、やはりそれぞれの旧町単位で、それぞれの課題も違うと思えますし、いろいろな議論があったと思えます。そういう方々を、そういう議論の内容を持ちながら、踏まえながら、やはり新しい教育委員会として、にかほ市の教育委員会として、これからさまざまな課題に対応していかなければならないと私は思っております。ですから、1 つは、3 町の地域ごと、これが 1 つです、地域ごと。それから、できるだけ若い人の意見も入れたいということで、今回暫定の委員の 5 名の方々からありましたけれども、1 人だけ変更をさせていただきました。ということで、年代的にも 63 歳から 49 歳までという、ある程度のばらつきがございます。私もこういう形での、あんまり年齢が偏らない形のほうがよいのではないかとということで、今回選考をさせていただいたところでございます。

固定資産の評価審査委員会の委員についても、やはり 1 つは、3 町合併しましたので、やはり地域単位ということをご考慮、1 つ……

議長（榊原均君） 教育委員のほうだけ。

市長（横山忠長君） ごめんなさい。 — ということです。

議長（榊原均君） よろしいですか。ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 18 号の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 10 時 25 分 休 憩

午前 10 時 28 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 18 号の討論、採決を行います。

議案第 18 号教育委員会委員の任命については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略しまして、直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番佐々木春男議員、4 番竹内睦夫議員、6 番荘司範彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番佐々木春男議員、4 番竹内睦夫議員、6 番荘司範彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐々木春男君、竹内睦夫君、荘司範彦君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 44 票、有効投票 44 票、有効投票のうち、賛成 30 票、反対 14 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 18 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しまし

た。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午前 10 時 39 分 休 憩

午前 10 時 40 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 19 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 19 号の質疑を終わります。

これから議案第 19 号の討論、採決を行います。

議案第 19 号教育委員会委員の任命については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番佐藤元議員、8 番斎藤和夫議員、9 番池田甚一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

議長（榊原均君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番佐藤元議員、8番斎藤和夫議員、9番池田甚一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐藤元君、斎藤和夫君、池田甚一君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を御報告申し上げます。

投票総数 44 票、有効投票 44 票。有効投票のうち、賛成 37 票、反対 7 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 19 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第 20 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 20 号の質疑を終わります。

これから議案第 20 号の討論、採決を行います。議案第 20 号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 10 番板垣英雄議員、11 番宮本久美子議員、12 番工藤久市議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。10 番板垣英雄議員、11 番宮本久美子議員、12 番工藤久市議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人板垣英雄君、宮本久美子君、工藤久市君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を御報告申し上げます。

投票総数 44 票、有効投票 44 票。有効投票のうち、賛成 34 票、反対 10 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 20 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第 21 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 21 号の質疑を終わります。

これから議案第 21 号の討論、採決を行います。議案第 21 号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 13 番加藤照美議員、14 番長谷川誠議員、15 番佐々木正雄議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。13 番加藤照美議員、14 番長谷川誠議員、15 番佐々木正雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人加藤照美君、長谷川誠君、佐々木正雄君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 44 票、有効投票 44 票。有効投票のうち、賛成 40 票、反対 4 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 21 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第 22 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 22 号の質疑を終わります。

これから議案第 22 号の討論、採決を行います。議案第 22 号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 16 番佐々木正勝議員、17 番竹内賢議員、19 番池田好隆議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。16番佐々木正勝議員、17番竹内賢議員、19番池田好隆議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐々木正勝君、竹内賢君、池田好隆君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 44 票、有効投票 44 票。有効投票のうち、賛成 37 票、反対 7 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 22 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第 23 号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。順次質疑を許します。なお、発言は自席で行っていただきます。

31 番本藤敏夫議員。

31 番（本藤敏夫君） 通告にも出してありますが、提案理由の際に、その人選基準を述べていただければ質問の必要はなかったわけでありますけれども、あえてお尋ねいたします。

固定資産課税台帳の価格に対する市民の不満や不服を審査、調整する非常に重要な委員会というふうに考えておりますが、その委員、25 議案まで提案されておりますが、その人選基準について御質問いたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 人選に当たりましては、学識経験者、あるいは納税者の立場からの適任者ということで選考をさせていただいたところでございます。そこで、やはり女性の視点での考え方、こういうこともこれから大変重要になってくると考えておりますので、今回の 3 名の人選に当たっては 1 名の方を女性ということで、暫定委員 3 名のうち 1 人が変更になったということでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（榊原均君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 23 号の質疑を終わります。

これから議案第 23 号の討論、採決を行います。議案第 23 号固定資産評価審査委員会委員の選任については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 20 番梶原澄夫議員、21 番伊藤知議員、22 番佐々木正己議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第125条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。20番梶原澄夫議員、21番伊藤知議員、22番佐々木正己議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人梶原澄夫君、伊藤知君、佐々木正己君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数44票、有効投票44票。有効投票のうち、賛成38票、反対6票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終わります。

これから議案第24号の討論、採決を行います。議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は44名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に23番村上次郎議

員、24 番山田明議員、25 番高橋二郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第125条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人に23番村上次郎議員、24番山田明議員、25番高橋二郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人村上次郎君、山田明君、高橋二郎君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数44票、有効投票44票。有効投票のうち、賛成34票、反対10票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第25号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。 — 28番。

28番（佐藤功君） 議案第25号固定資産評価審査委員会委員の選任について、先ほど市長から提案説明がありましたが、理解できない部分もございまして、質疑をさせていただきます。

まず最初に、固定資産評価審査委員会の選任要件について、市長はどのように考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほど本藤議員にお答えしたとおりでございます。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 本藤議員に答弁したということでございまして、もう一度言葉で答弁をいた

だきたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 固定審査評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するということになっております。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 先ほど、市長の答弁によりますと、2つほど提案説明の中で述べられておりますが、1つは、学識経験者、いま一つは、女性の考え方が重要であるから女性を1名選任するように提案させていただいたということですが、固定資産評価審査委員会には、選任の要件というのが法律で定められております。その要件がどうであるかということをお聞きしたかったわけですが、具体的な説明はございません。

1つは、住民要件でございます。いま一つは、納税者の要件、さらに3つ目としては、固定資産の状況等に精通していること、ここが一番大切なわけでございます。だから、その辺を市長はどのような考え方で提案されたのか、いま一度御答弁をいただきたい。女性だから適任者ということにはあり得ないわけでございます。男であっても、女性であっても、今、申し上げました住民要件、にかほ市民であること、納税者の要件については、市民税の納税義務者である者という、選任すべきことが明確にされております。だから、今提案されている — 住所はありますが、本当に市民であるのか、あるいは市民税を納めている納税義務者であるのか、いま一度確認をしていきたい。

それから、4つ目としては、納税者であることから、納税者側に立った不服の審査が可能である、委員としてふさわしいという者が選任されるべき者であります。その辺をもう少し答弁をいただきたいと思います。今の市長の答弁については、少し薄弱のように感じられますので、その辺具体的に御答弁をいただければ幸いです。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） この方は、大変いろんな活動をされている方です。十分知識を有する者と判断して、私は今回の選任について議会のほうにお願いをしたところでございます。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） いろいろな活動をされているのは、それは結構だと思います。先ほど、本藤議員も申し上げておったようですが、この固定資産評価審査委員会の委員というのは、非常に重要な要素が含まれているわけでございます。各団体の行事の役員をしているとか、そういうものではございません。そのためにも、法律上きちっと定められている要件がございますので、その辺をちゃんと理解されて出されたのか、いま一度御答弁をいただきたい。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 委員については、どういう時点になるかわかりませんが、すべてが、そういう委員が100%大きな知識を持っているというのはないと思います。ですから、私は十分そういう観点に立って、勉強されて、そして対応してくれる委員だと思っております。今まで経験し

たことがなければ、委員として選任できないというふうな考え方には、私は立っておりません。あくまでもこの固定資産という大変重要な職務を、納税者の立場になって一生懸命取り組んでいただけるという方だと考えましてお願いをしているところです。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 25 号の質疑を終わります。

これから議案第 25 号の討論、採決を行います。議案第 25 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 26 番飯尾善紀議員、27 番佐々木弥四夫議員、28 番佐藤功議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。26 番飯尾善紀議員、27 番佐々木弥四夫議員、28 番佐藤功議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人飯尾善紀君、佐々木弥四夫君、佐藤功君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 44 票、有効投票 44 票。有効投票のうち、賛成 32 票、反対 12 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 25 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午前 11 時 45 分 休 憩

午後 3 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 29 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてまで、4 件の質疑を行います。順次質疑を許します。なお、発言は自席で行っていただきます。

最初に、28 番佐藤功議員。

28 番（佐藤功君） 議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案説明によりますと、人事院勧告に基づく国・県の措置に準じて改正しようとするものであるということですが、若干これに関連して質問をさせていただきます。

第 1 点目は、人事院勧告に基づく一般行政職の、あるいは消防職及び医療職等にかかわる等級別の者は何人おるかということでございます。

第 2 点目については、給与の平均改定率は、先ほどの説明によりますと、にかほ市の場合、0.33%ということでございます。これに基づきまして、第 8 条第 3 項の扶養手当の関係、並びに第 26 条第 2 項の勤勉手当の関係についてもお尋ねをさせていただきます。

3 点目でございますが、県内の自治体との比較はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

4 点目については、扶養手当と勤務手当の増減額は幾らになるのかということと、それに関連しまして特別職の改正は考えているのかどうか、その点をお尋ねさせていただきます。

5 点目につきましては、にかほ市一般職の職員の給与に関する条例中、第 26 条の法的解釈について説明を求めたいと思います。26 条第 2 項第 1 号中、同項第 2 号中の「「勤勉手当基礎額に」の次に」云々とありますが、先ほど若干説明を受けましたけれども、もう少し具体的に説明を求めます。

それにあわせて、附則の施行期日でございますが、5 の「調整額が基準額以上となるときは、期末手当」云々とありますので、その辺を具体的に説明、並びに答弁をお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最初に、人事院勧告に基づく一般行政職、消防職及び医療職において、職務級別の者は何人ですかという御質問でございますけれども、一般行政職のほうからお答えをしてまいりたいと思います。

一般行政職の 1 級は 14 人でございます。2 級が 30 人でございます。3 級が 47 人でございます。4 級が 44 人でございます。5 級が 49 人、そして 6 級が 42 人、7 級が 39 人、8 級が 15 人、9 級が 9 人。消防職でございますけれども、1 級が 7 人、2 級が 4 人、3 級が 13 人、4 級が 2 人、5 級も 2 人

でございます。6級が24人、7級が8人、8級が2人、9級が1人の合わせて63人でございます。また、医療職につきましては、2級が1人でございます。医療職の2については、2級が1人、3級が1人ということで、医療職の職員は合計で3名でございます。

それから、2つ目の級の平均改定率は何%ですかという御質問でありますけれども、先ほど冒頭でも申し上げましたとおりに、にかほ市の平均改定率は0.33%でございます。

3つ目の県内自治体との比較はどうなっているのかという御質問でございますけれども、県内の市町村も人事院勧告を準用して給与改定を行っております。約0.3%から0.36%の改定率となっております。

それから、4つ目の扶養手当と勤勉手当の増減額は幾らか、また、これに関連して特別職の改正は考えておりますかという御質問でございますけれども、扶養手当は平成17年12月から平成18年3月までの4ヵ月分で17万8,000円の減額となっております。勤勉手当については608万3,000円の増額となります。また、特別職の改正について、今回の期末手当の支給割合の改正を考えておりますかということでございますけれども、現在は考えておりません。

それから、5つ目のにかほ市の一般職の職員の給与に関する条例中、第26条の法的解釈について説明を求めますということになっておりますけれども、これは勤勉手当でございますけれども、条例第26号は勤勉手当に関する規定となっております。法的解釈といたしまして、地方自治法第204条の第2項に、職員に支給することができる手当の種類が列記されております。勤勉手当についても、その204条の第2項に明記されておりますけれども、地方公務員法第24条第3項には、給与に関する均衡の原則が規定されております。国家公務員や他の地方公共団体職員などの給与、その他の事情を考慮し定めなければならないとされております。勤勉手当については、国や県、その他すべての自治体において規定されているところであり、これらを勤勉手当の法的解釈、根拠と考えているところであります。

勤勉手当は精勤に対する報償、能力給としての性格を持つと言われております。給与月額に勤務期間に応じた期間率と勤務成績による成績率を乗じた額とされておりますが、制限規定によって、具体的には給与月額に扶養手当月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額となっております。また、4級以上の職務者の者には100分の5から100分の15までの役職加算が加算されております。

以上、そういうことで条例第26条の法的解釈についてはそのように解釈するものでございます。

それから、最後に御質問ありました、通告にないものでございますけれども、これ、附則の5ですか。 — 調整額が基準額以上という場合でございますけれども、その場合は期末手当は支給しないというふうにうたわれておりますけれども、今のところ、にかほ市ではほとんど基準額内で調整ができるような形になっておりますので、そのように受けとめております。

議長（榊原均君） 佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 質問の第1点目、答弁いただきましたが、各職務級別の人員はわかりました。当然、予算も組まれておりますので、できればその級別の額をお知らせ願いたいと思います。

それに加えて、人勤によりまして、人勤においては0.36%の減額になっておりまして、にかほ市の場合は0.33%ということですが、これは何月から何月までの分が今の平均の引き下げ額にな

っておるのか。それに加えまして、12月以降の引き下げ額がどのようになるのかをお尋ねをいたします。

それに、扶養手当、月500円の引き下げ額でございますけれども、これも4月にさかのぼって減額されるものなのか、あるいは現在まで支払われた分についてはかかわりなく、12月以降のものに対して引き下げが行われるのか、その点をもう少し突っ込んだ答弁を願いたいと思います。これを見ますと、勤勉手当は幾分アップになっておりまして、給与の分においては引き下げになっております。これを実際に相殺すると、全体でどのくらいの額が引き下げ、あるいは引き上げになるのか、額の提示を求めます。

また、当然、人事院勧告は官民とのかかわりが出てくるわけでありまして、それでは実際に官民格差はどのくらいになっていたのかということパーセンテージで提示してください。

それで、特別職においては考えていないということでございますが、実際に県内の今の人勤に伴いまして議員報酬、あるいは特別職をなされた自治体もあります。特別職においては引き下げで可決されている自治体もありますので、やはり一般職等にかかわるものだけ痛みを感じるというのは、今の時代にはそぐわない。そのためにはやはり特別職等、あるいは議員等もそういう痛みをあわせて味わえる考え方にならなければならないのではないかと思います。それでいま一度お聞きしますが、特別職、あるいは常勤の特別職等についての引き下げが行われるのか行われぬのかお尋ねをいたしたいと思います。まず今の点について御答弁を願います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 第1点目のその職務級別の引き上げ等の金額、引き下げ等の金額のことでございますけれども、このものについては調査をいたしておりませんけれども、款別のものについてはまず大体主なところの額を例記しておりますので、それでかえさせていただきますというふうにご考えているところでございます。例えば、2.1.1の総務費でございますけれども、62名の職員がおります。給与の減額が25万5,000円、そして扶養手当が3万4,000円、管理職手当が8,000円、期末手当が88万9,000円の減額でございます。また、勤勉手当については105万円の増額になっております。退職手当負担金が28万7,000円の減額、そして共済組合の負担金が1万9,000円の減額、そして互助会の負担金が1万9,000円の減額というふうになっております。

次に、扶養手当でございますけれども、このものについては12月1日以降の扶養手当の減額を先ほど申したとおりでございます。

それから、額の提示でございますけれども、このものについて、今のところ、ちょっと答弁になるかはちょっとわかりませんが、例えば、主査、本俸が27万7,000円でありますけれども、今回の人勤の勧告によりまして27万6,800円ということで、本俸が200のマイナス、そして扶養手当が、1人いる場合でございますけれども500円。そして、年間の給料にいたしますと約9,600円の減ということであります。また、年間の扶養額にしますと、例えば、5号ですけれども6,000円、そして、期末勤勉手当では9,286円ということで、トータルの差額といたしまして6,314円というふうに算定をいたしておるところでございます。

それから、人勤のパーセンテージの提示でございますけれども、ちょっと若干……。官民格差の

差がどのくらいあるかという御質問だと思うのでありますが、号級で1,057円、そして扶養手当で214円、はね返り分として三角の118円ということで、今回官民格差が1,389円というふうに算定をされております。

それから、特別職の手当の引き下げ等でございますけれども、このものについては、先ほど申し上げたとおりに考えておりません。

議長（榊原均君） 佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 官民格差なんですけれども、この0.36%という数字が正しいわけですか。この0.36%の場合の、これについては支払った分、すなわち4月から11月分までの引き下げ額が0.36%。それに17年の12月1日から引き上げられる分については、12月1日からの該当する等級についてはどのような率になりますか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 先ほど申し上げましたように、このものについては年間の給料の減額でございます。

それで、2番目の質問については今のところ計算はいたしておりません。

議長（榊原均君） 佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 計算していないということですが、予算がこの後に出てくるわけですので、その予算編成の段階で、当然、その通知、率は出てきているものと思いますが、いかがでしょうか。

【総務部長（須田正彦君）「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ】

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後3時17分 休憩

午後3時19分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えしたとおりに、4月からのトータルベースのにかほ市の改定率は0.33というふうに御理解をいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 佐藤功議員。

28番（佐藤功君） このにかほ市の場合の0.33%というのは、17年の4月から18年の3月までの見込んだ引き下げ額ということで解釈してよろしいわけですね。はい、わかりました。

議長（榊原均君） 次に、17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 17番竹内です。議案番号第26号のにかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について5点ばかり質問をさせていただきます。

1点目は、にかほ市職員給与のラスパイレス指数と、同等のいわゆる類似団体との比較した場合、この給与引き下げした場合にどういう状態になるのか、調査をしておりましたら伺いたいと思いま

す。

それから、2つ目は、これらの改定で18年度予算上で人件費の減少額、どのようになるのか伺います。

それから、3つ目は、公務員の場合は副業を禁じられ、団体交渉権や争議権もない中で、人事院の勧告が唯一のものになっております。そういう現実の中で労働者としての権利が抑制されているわけですから、こういう減額なった場合、こういうふうにして一律にぱっぱっぱっと、いわゆる人事院勧告があったからと、国・県に準じますよと、こういうふうにして言っているわけですが、労働者の権利というものについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

4つ目は、秋田県は全国の中でも賃金のベースが低いということで、これは有名でというか、これは承知のことだと思います。例えば、最低賃金の引き上げにしても、1円とか2円とか、そういう状態に、全国で最低になっています。そういうことで、公務員のその地域に及ぼすいわゆる影響というか、その他の労働者に対しての賃金の与える影響というのは非常に大きいと思います。こういうことで地域の賃金ベースに大きな影響を与える公務員の賃金のあり方についてどのように考えているのか伺います。

それから、5つ目は、人事院が実施をするということを書いていました地域給、いわゆる東京とか大都市の場合は高く、地方の場合は低くと、そういう考え方でやっているわけですが、地域給のあり方についてどのように考えているのか、まず最初に伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） まず、第1点目、竹内議員にお答えをしていきたいと思います。にかほ市職員給与のラスパイレス指数と類似団体との比較ということでございますけれども、10月1日ににかほ市が誕生して、現在、ラスパイレス指数は17年においては基準がまだ定まっておりませんので算定をいたしておりません。参考までに、平成16年度における3町のラスパイレス指数は、仁賀保町では93.7%、旧金浦町では92.9%、旧象潟町では87.7%となっております。類似団体として人口が似ているような3万人規模である男鹿市では89.4%となっております。また、秋田県内の市といたしましては、本荘市が95.2%、鹿角市が91.0%、湯沢市が91.1%というふうになっております。

2つ目の、これらの改定で18年度当初予算上での人件費の減少額は幾らですかという御質問でありますけれども、平成17年度当初と比較いたしまして154万9,000円の減額となります。給料では153万1,000円の減、そして、扶養手当では17万8,000円の減、そして、特殊勤務手当では1,000円、そして、管理職手当では2万7,000円、期末手当では510万8,000円、勤勉手当では608万3,000円、退職手当では30万4,000円の減、共済が10万8,000円の減、互助会が1万9,000円の減ということで、勤勉手当だけ608万3,000円ということで、合わせて減額分が101万5,000円、そして、扶養手当といたしまして53万4,000円ということで、合計で154万9,000円が減額の見込みでございます。

それから、3つ目の、公務員は副業を禁じられ、団体交渉権や争議権もない中でという御質問でございますけれども、竹内議員御承知のとおり、地方公務員法第38条の規定によって、公務員は営

利企業等への従事で制限されているほか、報酬を得て事業または事務に従事することが禁止されており。また、公務員については、憲法 28 条の勤労者であるとして、最高裁判所の判例も繰り返しこれを肯定してきている状況にあります。しかしながら、勤労者として労働基本権を無条件に認めるには、公務員の性格からして問題があるとされており。全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務するという点で、民間の労働者とは異なっているのではないかなというふうに考えているところであり。また、

公務員の勤労者としての立場と、その全体の奉仕者としての使命等を比較考慮いたしましても、公共の福祉を守るという見地からいたしますと、いろいろな見解があることは思われますけれども、公務員の労働基本権は、住民全体の共同利益のため、これと調和するよう制限されているのが実情でございます。この労働基本権の制約に見合う代償措置として、国の人事院の制度等がありますけれども、人事委員会または公平委員会の政治によって公務員の勤務条件に関する利益が保護されているというふうに解釈しているところでございます。

それから、第 4 点目の地域経済や地域の賃金ベースに大きな影響を与えるのではないかなという御質問でございますけれども、今回の人勤については、減額調整措置は、民間の賃金決定方式と異なっておりますので、できるだけ民間等に波及させてはならないものではないかなというふうに認識しているところであります。

それから、5 点目の人事院が実施する地域給についてでございますけれども、人事院による地域給与導入により北海道、東北地区における官民給与の格差は、マイナスの約 5%程度が是正されるとした場合に、秋田県内での公務員の給与が約 160 億円ほど削減されるというふうに秋田大学の島澤先生はデータを発表されているところであります。まず、こうしたデータを見ますと、秋田県の経済、雇用へいかなる影響を与えるかという試算のベースの計算方法が発表されておりますので、そういう形でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

国勢調査によりますと、秋田県の公務員は、国の公務員が 4,949 人、地方が 1 万 8,083 人、合計 2 万 3,032 人となっております。また、教員数は、公立・市立合わせて 1 万 9,505 人で、合計で 4 万 2,537 人とした計算方法でございます。また、平均賃金は、市町村共済組合の平均給料調べによると、市町村等の職員 1 万 8,231 人で本俸約 31 万 2,100 円、県職員は 1 万 7,545 人で 34 万 9,900 円の本俸。国職員などの残り 6,761 人の平均給料が 34 万円と想定した場合、すべて年間 16.4 カ月分として算定しますと、この 5%の削減結果によりまして市町村等の職員は 46 億 6,700 万円の減額になる予定でございます。また、県職員については 50 億 8,805 万円の減、国の職員などについては 18 億 8,632 万円の減でございます。これだけで合計で 116 億 4,137 万円の減額になります。また、これに自治体などの病院等の職員数が算入されておられませんので、その分が約、今のところ医療業として 2 万 7,654 人の場合でございますけれども、平均給料月額が 41 万 8,833 円で算定しますと約 38 億 9,006 万 2,000 円の減額となる予定でございます。

いずれにいたしましても、こうしたベースを考えますと、先ほどお話あったように非常に大きな影響が今後この県内の経済、雇用の影響に与えるものでないかなというふうに考えているところでございます。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 2点ばかりです。

1つ目は、公務員のいわゆる労働基本権の問題について。公共の福祉のためと。確かにそれはそのとおりだと思います。ただ、一方においては、働いている人方の権利がそれが保障されていかなければならないということを私はやっぱり押さえなければならぬと思うんです。ILO条約の勧告もたびたびされております。そういうことは日本の国の場合は抜きにして、そしてやられているわけです。人事院勧告が公務員の場合は唯一の、何というか、自分たちの生活権というか、あるいは給与というか、そういうものがやっぱり守られるとりでだわけです。それがこういうふうにして下げられると。ここ数年間、下げられっ放しだわけですよ。そういうことは、私は地方からもこれではいかぬじゃないかと、おかしいという声が当然上げられて、それがやっぱり地方分権の一つだと思うんです。

今、公務員に対するバッシングというか、すべてやられております。公務員さえたればいいところ、ところが、反対に、そういうことをやっているために、一般の勤労者、そういう人方の権利も抑えられるという、そういう悪い効果を与えているということについて私は懸念をするものです。したがって、今、お答えありましたけれども、公共の福祉ということだけで公務員の労働基本権が、基本的な権利が抑えられるということに対して、私は一考必要ではないかと。もう一度、特に市長のほうから伺いたいと思います。

それから、2つ目は、地域に及ぼす影響です。これはやっぱり非常に大きいと思います。自分たちの給料が低いと。したがって、だから公務員の皆さんも下げれと。そういう、どんどんどんどん回ることによってその地域の経済が非常にいわゆる冷たくなっていくと。そういうことが今までもありました。そういう、何というか、私から言うと、それでいいのかなと。そして、今の労働者というのは、正職員が少なくて、パートとか、あるいは契約社員とか、そのほか短期間、そういう労働者というのが多くなっている。これが税収にもはね返っているわけですね。50億……、50兆円ですか、ちょっとあれですけども、そういうものが今14兆円ですと、いわゆる勤労者の所得税。そういう悪い影響を与えていることが公務員バッシングに端的にあらわれているんじゃないかと。全体の労働者が正職員になっていくことによって、賃金が固定されて、安心して、そして社会に貢献できるような、そういう働きになるわけですけども、一方においては、税収下がって、だめだ、だめだと言いながら所得税を上げる、あるいは扶養控除を下げる。特別扶養控除も下げる。住民税を上げる。で、法人税については引き上げはしませんよと。所得税については引き上げをしますよと。こういうような今の国のあり方について、私はやっぱりそういう一つの回りになっているのが今の人事院勧告じゃないかと思っています。そういうことについても、もし所感がありましたら市長から伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 公務員の給与の引き下げという現実な問題でございますけれども、労使間の話し合いの中で解決 — まあ処遇について解決できるものは解決はこれはしていかなければなりませんけれども、これは卵が先か鶏が先か、ちょっとあれですけども、人事院勧告というの

は、やはり皆さん御承知のように、民間の給与レベルを調査して、その上で人事院勧告という形になっているわけです。ですから、私は、私も含めて職員の皆さんは、やはり市民の全体の奉仕者には変わらないわけですね。ですから、今までの人事院勧告の歴史をしてみると、やはり上がったときは上げてきたんですよ。極端に言うと、手当なんか給料よりもボーナスのほうが多かったという時代もありました、私、職員時代に。そういう形で上げてきたんです。ですから、やはり社会情勢がそういう形が変わってきて、給与体系が下がっていくんだとすれば、私は公務員としてもこれは下げざるを得ない。これでなければ私は市民の皆さんから理解はしていただけないだろうと思います。

ですから、今回の幅については、大きいか小さいかはこれは別といたしまして、やはり社会情勢に合わせながら私は給料の見直しはしていかなければならない。しかも、それと加えて、改善できる処遇については労使の話し合いの中で改善できるものは改善したい、そういう考えを持っております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 今の市長の話の中で、先ほど佐藤功議員が特別職の報酬に対して、下げないのかと。下げませんと。矛盾しているんじゃないですか。一般職員に対しては、そういう労働基本権もない中で、人事院勧告があったよという形で、それに準じて県の指導もあって — 指導というか、県の人事委員会とかそういうものの中で町も市もそのとおりにやると。ところが、特別職の場合は、全体的にあれですね、さっきの答弁の中には、市長さんの場合は年間6,314円の減額になりますよと、そういうお話でした。そうすると、特別職の場合はこれは引き下げしないわけですから、期末手当の引き上げ、0.05ヵ月分の引き上げで、これは全体的にふえるわけですね。そういうことについて、いわゆる指導者にある場合はもっと率先してということが本当じゃないでしょうか。その点について伺います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 特別職の関係については、私が、今、にかほ市の特別職が、市長、助役、あるいは教育長、議員の皆さんの報酬、こういう形を含めて全体の秋田県のレベルでどうあるのかというのを私、今、認識しておりません。しておりませんが、これは報酬特別委員会を設置してその中で議論していただくこととなりますけれども、そういうことも含めて今後の検討の課題にはしてまいりたいと思っております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） これは第25回の合併協議会で新市の特別職の報酬等についてということで報告第32号が出されております。これは特別職の身分の取り扱いの報酬額については、まあ報酬額とは違いますよ。いずれ、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するというので市長、助役、収入役、教育長、議会というふうにして決まっております。それを受けながら監事会等で検討した結果、こういう、市長は81万6,000円、助役は62万5,000円、議員の場合は仁賀保に倣ってということで22万円、こういうふうにして決まっています。そして、この原案を報告をし、新市長が新市において設置する特別職報酬等審議会へ諮問し、改めて報酬額が決定するまでの間、この

額が適用されることになりまふというふうにして書いております。それはそれでいいんです。その場合に、手当だけこういうふうにして一般職の人方が0.05ヵ月分上がりますから、その分についてはすぐ特別職に当てはめますよと、そういう考え方というのはおかしいんじゃないかと思うんですけれども、その点についていかがですか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私も、この条例は私が今、出しているわけですがけれども、就任してまだ1ヵ月にも満たない状況です。そういう形の中で、新市で調整するという形になっておりますので、先ほど申し上げましたように、これからの課題として議論をしていきたいと、そのようにお願いします。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） これからという課題はいいんですけれども、いわゆる皆さんの中で、首脳の中で、この特別職の期末手当についてそのままいいのかという、そういう議論が一つもなされなかったんですか。それを最後に聞きたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） いろんな、この期末手当等でございますけれども、県内の既に議会等の終わっている状況を見ましても、ほとんどの団体がそのような期末手当の状況になっているということで今回提案をさせていただいたというふうに御理解をいただきたいと思います。

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 23番村上です。同じく第26号について端的に質問します。前に説明もされているところもあると思いますので簡単に結構です。

1つ目は、今回の条例改正によって市職員の減額は全体でどれだけになるかというのですが、先ほどの説明で、主査の場合を例にとって年間6,314円というのであれば答弁の必要はありません。また、これが平均的なモデルになっているかどうか。モデルになっていなかったら、モデルとしては年間の減額は幾らくらいというふうになっているかの答弁をお願いします。

2つ目は、人事院勧告の、実質的にはマイナスになっている。こういうマイナス勧告について、それから、これはこれまでも何回かあったわけですが、不利益不遡及の原則に反する内容になっている。このことについてどのように考えているのか。

3つ目は、市職員や公務員の給与の引き下げは、先ほどもありましたけれども、地域経済やその他の分野にどのような影響が及ぶと考えているか。この3点について質問します。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 第1点目でございますけれども、平均的モデルのやつを算定してありましたらということでございますけれども、本市の場合、仁賀保町が平均給料月額、17年4月1日現在でございますけれども、42歳で32万9,000円、そして金浦町が41歳で30万3,700円、象潟町が44歳6ヵ月で32万7,000円ということございましたので、先ほどは6,703円ということで、これは係長の本俸でございます。これにふさわしい数字ちょっとございませんけれども、補佐の場合でございますけれども、本俸が39万6,200円の場合、人勧で1,300円の減、そして扶養手当は

500 円、これは同じでございます。年間の給料で 1 万 5,600 円ということで、差額といたしましては 7,723 円の減額となっております。

それから、マイナス勧告、不利益不遡及の原則に反する内容についてどう考えているのかということでございますけれども、減額調整措置は不利益不遡及の原則に抵触するのではないかと御指摘でもありますけれども、払ったものから取り上げるものではなく、法改正後の将来発生する給与から減額調整し、民間給与との均衡を図るもので、不利益不遡及には当てはまらないというふうに解釈をいたしております。

それから、3 つ目の市職員・公務員の給与の引き下げは地域経済やその他の分野にどのような影響が及ぶと考えているのかということでございますけれども、長引く景気低迷や大型店の進出などを背景に、特に小売業界を取り巻く環境が県内においては厳しい状況にあります。また、県職員及び市町村職員の今回の給与改定は、秋田県全体においても多少影響はあると考えております。その他の分野の影響については、県内経済の成長率の低下が懸念されるところであるというふうに思っております。また、県内の所得水準自体が今後低下したままであり、景気の下押しの要因になるのではないかなという懸念もまた考えられます。

また、今回の県内経済に与えるマイナス効果について、どのような形で出るかということ、私どものほうといたしまして計算したところ、約 10 億 5,600 万円ほど、与える影響が今回の人勤によりまして出てくるのではないかなというふうに思っております。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） 最初のところですが、市職員の減額が市職員全部でどれだけかという質問ですので、それについての答弁を求めます。一般会計の補正のほうでは 46 万 3,000 円ぐらゐを予備費に入れておりますけれども、これはあくまでも一般会計でありまして、しかも、それが今回の減額に正確に反映されているかどうか疑問なわけですから、特別会計を含めて全職員の減額総額が幾らになるかということをお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 職員の実質的な減額は、給料で三角の 153 万 1,000 円、特殊勤務手当で三角の 1,000 円、管理職手当で三角の 2 万 7,000 円、期末手当で三角の 510 万 8,000 円、勤勉手当で 608 万の増ということで、全体で 76 万 2,000 円の減というふうに計算をいたしております。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） ちょっと正確に聞き取れなかったので、もう一回、七百幾らか答弁してもらって、質問を終わります。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 76 万 2,000 円の減額となります。

議長（榊原均君） 総務部長、もう一度お願いします。

総務部長（須田正彦君） もう一度お答えいたします。給料分は減額で申し上げました。そして、特殊勤務手当も減額、管理職手当も減額、期末手当も減額で、勤勉手当だけが増額の 608 万 3,000 円でございますので、全体で 76 万 2,000 円の減というふうになります。

【23番（村上次郎君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 今、4件質疑行っておりますので、村上次郎議員から27号も質疑通告出ておりますので、引き続きお願いいたします。 — 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） その前に、26号に質疑通告しております池田議員の質疑があるのではないですか。まだ26号あるようですから、そこ確認してからにします。

議長（榊原均君） 今、4件質疑に入っておりますので、村上次郎議員のほうから27号のほうも通告があるので、今、局長のほうからそういう指示があって、27号……

【23番（村上次郎君）「ちょっと休憩したら」と呼ぶ】

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後3時50分 休 憩

午後3時51分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案番号順に従っていきます。続きまして、19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 議案第26号の別表であります。別表の第2及び別表の第3、医療職の給与表があります。ページは12ページと13ページでございます。これについてお尋ねいたしますが、規則、あるいは規程等に定めがあるのかもしれませんが、私の手元にありませんので、質問させていただきます。

最初に、12ページの別表第2、医療職給与表でございます。これは国保の診療所の医師に適用するもののようにございますが、この格付、これをどんな基準によって行っているのか、これをひとつ簡単にお知らせいただきたいと思えます。

次、13ページ、別表第3の同じく医療職に関するものでございます。これにつきましても、どのような基準で格付がなされているのか、これが第1点でございます。それから、第2点は、職務の級が1級から4級まで4種類ございます。看護師でございますが、例えば一般職みたいに1級は何々、4級は何々と、こういうふうな職名が付されているのかどうか、これを2点目としてお伺いいたします。

それから、看護師の場合、昇格の基準、例えば1級から2級に昇格する、こういった昇格の基準みたいなものがどのように定められているのか。

別表第3についてはこの3点についてお伺いします。簡単な答弁で結構でございます。お教えいただきたいと思えます。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 簡単でよろしいということですので、簡単に御説明をいたします。

号級の格付については、一般の医師は1級、診療所長は2級としての号級の格付を、所長として

2級としての号級の格付をいたしております。

次に、看護師の号級の格付についてどのような基準があるのかとの御質問でありけれども、号級の格付については、医師と同じで、初任給基準表に基づき定めております。また、1級から4級までの職務級については一般職みたいな職名があるかとの御質問でありますけれども、看護師という職名がありますので、職名は付されておられません。

それから、昇給の基準はどのようなものかということでございますけれども、看護師については在級基準表の運用基準により、2級は在級17年で、3級から4級には最低在級年数10年で4級に昇給する基準となっております。

議長（榊原均君） 池田好隆議員。

19番（池田好隆君） はい、よろしゅうございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第27号の質疑を行います。23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 23番村上です。第27号は議員の関係ですが、今回ここに出されたように、100分の170を175に改めるというふうになると、若干アップするというふうになるわけですが、今回この改正では、議長が幾ら上がり、副議長はどうで、議員1人あたりはどうで、そして、全体の議員総額はどれくらいになるかということについて質問します。午前中の説明では59万9,000円というような説明だったように思いますが、合計がそれでいいのかどうか。なお、暫定補正予算のほうの議会費の増が59万円になっていきますので、その辺とのかかわりもあるかと思っておりますので、質問します。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。今回の改正によりまして、議長につきましては1万5,755円の増でございます。また、副議長につきましては1万3,455円。また、議員1人あたりにつきましては1万2,650円で、45人で計算しますと56万9,250円。合計で59万8,460円ということで、予算のほうについては議員の期末手当ということで59万9,000円。この扶養手当等については職員等の扶養手当等でございます。議員関係は議員の期末手当だけ今回計上いたしている数値でございます。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 予算書のほうに59万となっているのはそれはそれでいいのかどうか、再確認します。それで質疑を終わります。

議長（榊原均君） 少々お待ちください。

よろしいですか。 — 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 給料が三角の1万9,000円、そして職員手当等が61万1,000円、共済費が三角の2,000円ということで、補正額が、計算しますと59万、間違いございません。

議長（榊原均君） 次に、31番本藤敏夫議員の発言を許します。

31番（本藤敏夫君） 31番本藤であります。にかほ市議員報酬等に関する条例の一部改正についての質問であります。合併協議会との関連もありますので、ぜひ市長からの説明をお願いしたいと思いますが、先ほども同僚議員の中からお話がありましたが、常勤特別職及び教育長及び議会議員

については、合併協議会の協定書によってその報酬等が決まっております。人事院勧告の勧告があったからといって、国、県に準じて今回改正を出すのはおかしいのではないかと私は思っておりますので、その特別職の職員の報酬等については現行を基本とするという協定書の内容になっておるのでありますから、当然現行というのは10月1日以前の現行ということになると思いますので、そのかわりでおかしくないかどうか、お願いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えをいたします。

【31番（本藤敏夫君）「前段で質問したとおり、市長から。合併協議会との関連がありますから、ぜひ」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 答弁、市長ということでございますので、答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今回の改正については、合併協議会の報酬とはまた別のものがございます。これは手当の関係のものでございますので、これとは何ら関係ないと思います。

議長（榊原均君） 本藤敏夫議員。

31番（本藤敏夫君） 合併協議会の協定書による協定内容については、「特別職報酬額」等であります。その当時の3町の条例に基づいた現行、それを3町で調整をして決めているはずであります。よって、手当についても、10月1日以前の現行条例に基づいて支給するのが当たり前でないのかということをお聞きしているのであります。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 考え方に少し相違がございますけれども、私は、報酬と手当、そういうものは違うと考えております。したがって、これまでの県内の市町村で議会の終了しているところはこういう形でやっておりますので、それに従いまして、私のほうでもこの手当の引き上げをするというふうな提案になっております。

議長（榊原均君） 本藤敏夫議員。

31番（本藤敏夫君） ただいまの答弁は少しおかしいのではないかなと。議員の報酬及び費用弁償その他の手当については、同一条例で決定されています。そう認識していますが、よって、手当も含めて10月1日現在以前の現行条例に基づいて支給するのが当たり前だというふうに私は理解いたしますが、いかがでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほどもお話ししたとおり、この合併協議会で決定した状況とは今変わってきておりますので、手当については提案されているような内容で行ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（榊原均君） 本藤敏夫議員。

31番（本藤敏夫君） ちょっとくどいようですがけれども、一般の職員は生活給としてマイナスになっている現行であります。こうした中で、基本は合併協議会時点での現行法に基づいて、それぞれの町の報酬を調整すると。そして調整した内容が、例えば首長であれば81万6,000円、助役であれば62万5,000円、議長であれば27万4,000円等々という決め方、いわゆる調整をしたのです。

同じ条例の中にうたわれているものなんですよ。これは公にしていいいんでしょうか。まあ新市長の考えがそうであれば、協議会の合併協定書の内容と乖離するという結果になりますので、もう一度その点に — 間違いなければそれでいいのですが。

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後4時5分 休憩

午後4時9分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 合併の協定内容でございますけれども、特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するというところでございます。それで、議会議員の場合は、調整方針といたしまして、議長が27万4,000円、副議長が23万4,000円、そして議員が22万。今回、ただいま本藤議員から質問あったものについては、報酬で、にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の第2条にかかわる分の調整でございます。そして、一般の行政職の第2条と同じように、議員の報酬等に関する条例の中の第4条には、これは期末手当を支給するというふうに、例えば報酬のほか期末手当を支給するというふうになっておりますので、そういう見解は当てはまらないのではないかなというふうに理解をいたしているところであります。

議長（榊原均君） 本藤敏夫議員。

31番（本藤敏夫君） これに特別こだわるわけではありませんが、我々議員は、今回在任特例で、4月までの特別措置になっているわけでありまして、で、新市になって、まだ特別職の報酬等審議会等も開催されていませんから、この当時については、議員の報酬と及びその他を含めて「報酬等」という言葉を使って、現行主義をうたってあると私は理解しています。まあ、それがただいまの部長の答弁のとおりであるとすれば、恐らく合併協議会に参加した人方の意思に反するという意見が出てくるかと思いますが、それでいいのでしょうか。これ1回だけお答えいただきたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 協定内容ですけれども、先ほど読み上げましたように、「特別職の職員の報酬については」というふうになっております。「等」というふうにはなっておりませんので、私はそういうふうに理解をしているというふうに答弁をさせていただいたわけでございます。

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後4時12分 休憩

午後4時25分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 26 号から議案第 29 号までの 4 件の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について及び議案第 31 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についての 2 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 30 号及び議案第 31 号の 2 件の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号平成 17 年度にかほ市一般会計暫定補正予算（第 1 号）の質疑を行います。順次に質疑を許します。なお、発言は自席で行っていただきます。

最初に、28 番佐藤功議員。

28 番（佐藤功君） 議案第 32 号平成 17 年度にかほ市一般会計暫定補正予算（第 1 号）、14 款予備費 1 目予備費 1 目予備費の 46 万 3,000 円の財源でございますけれども、この節のところは金額がないんですが、これはこのままの上程でよろしいのでしょうか。まず最初にそれを確認しておきます。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。書式関係で、この予備費については、この説明のところの節のところには要らないというふうになっておりますので、掲載いたしておりません。

議長（榊原均君） 佐藤功議員。

28 番（佐藤功君） はい、了解しました。

それでは、この 46 万 3,000 円については、先般の提案説明の中で受けましたので、了といたします。

議長（榊原均君） 次に、17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 同じく予備費について、25 ページです、14 の 1 の 1 です。私の質問はこうということです。第 1 回の臨時議会終了後、当局との懇談会の席で、巴職務執行者があいさつの中で、にかほ市役所の石の看板を仁賀保庁舎と金浦庁舎にも設置することにしたと。で、予算的には予備費対応をするので了承してもらいたいという話がありました。で、この原因というか、要因というのは、象潟庁舎前に旧象潟町が単独予算で「にかほ市役所」という看板を建立したために起こったと思います。で、建立された看板は、仁賀保の庁舎前も金浦庁舎前もまるっきり同じものであります。聞くところによると、31 基 31 万何がしかの、合わせて 62 万から 63 万の間というお話でした。で、これは予備費から支出された金額だと思いますから、今回の補正予算に計上されなかった理由というのは何だろうか、この点についてまず伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今回、予備費のほうについては、今回の一般会計暫定補正予算は、人事院勧告に伴う補正予算でありますので、篆刻石設置の費用を含め予備費の充当で支出された費用については、暫定予算はすべて本予算に吸収されることとなっております。平成17年度にかほ市一般会計予算に計上する予定でございます。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） というのは、暫定予算という性格からいって、本当のことを言うと、新しい事業とかそういうものについては極力抑える必要があるはずなんです。ところが、そういう性格的なものがありながら、予備費対応をすると。予備費の性格というのは、これまたかなり厳格性があるはずなんです。このやり方というものに対して、私はやっぱり大きな疑問を持っているわけです。そこでお聞きしたいのは、予備費から支出される、あるいはされた金額というのはまず幾らなんですか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 篆刻石だけでよろしいでしょうか。ほかのものもですか。ほかの予備費の充当したものもですか。

【17番（竹内賢君）「まだあるんですか」と呼ぶ】

総務部長（須田正彦君） 篆刻石を仁賀保庁舎及び金浦庁舎に設置するため予備費から支出した金額は、合計金額で80万7,740円となっております。

当初、象潟のほうでされた石のほうは31万5,507円ということでありましたけれども、このものについて、例えば金浦庁舎のほうについては、土台がある程度、ゲタと我々は言うておりますけれども、ゲタのほうの土台をつくったために若干高くなっております。また、仁賀保のほうでも、そういう土台の関係が出ておりますので、旧象潟町でやったものよりは、若干高く支出をされている状況でございます。

また、ほかのものについて、例えば緊急やむを得ないものとかそういうものが、今回合併して10月から10月21日まで出ておりますけれども、そういうものも結構あるということをお認めいただきたいというふうに思います。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 竹内です。聞きたいのは、これ、合併に伴うということで、本来であれば、旧3町の中で話し合いがされて、そして出てくる問題だと思うんです。そういういわゆる話し合いが全然されないから、結果的に、他の2町のほうから問題提起をされて、予備費という対応をせざるを得なかったというか、私は、予備費でしなければならない性質のものだとは本当は思わないんです。この点について、一つも話し合いがされなかったのか。

それから、予備費対応がされなければならないような性質のものかどうか、伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今、現時点で、私は、当時仁賀保では産業課長をしていましたので、その話し合いの、合併協の話し合いについては参加しておりませんので、よく承知しておりません。

また、このものについて、予備費で対応すべきものなのかどうかということでもございましたけ

れども、住民の皆さんから、非常に象潟さんのほうの庁舎前の市役所の篆刻石がすばらしいということで、そういう話を伺ってはおりますけれども、ほかのことについては存じておりません。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 同じものですから、象潟の前を見ていただければいいわけですがけれども、条例の第1号と条例の2号で市役所の位置を定める条例と、庁舎設置条例というのがあります。市役所というふうに、みんななっているわけですがけれども、こういうことが、本来は、私はやっぱり合併協議会の後、10月1日までの間に、それぞれの3町の間で話し合われて、そしてこういうふうにしましょうよと、これが本当だと思うんです。そういう形が全然やられない中で — 合併協議会とは別ですよ — やられない中でやられたから、その他の2つの町のほうから、特に話を聞いていますと、いろいろあったということで、急遽建てなければならなかったと、そういうことだと理解をしていますけれども、やっぱり、なぜそういう話 — 片一方は町の単独予算、そしてほかの2つは、市の予算で、それも予備費対応と。本来であれば、暫定予算、出てきた段階で出てくるのが本当なんですよ。それが酒席の場で話が出てきたと、そういうおかしい状態というのは、私はこの後のまちづくりについてもいろいろやっぱり出てくるんじゃないかと心配をしています。そういう意味合いから、率直な話し合いをどんどんしていくと、そういうことが必要だったんじゃないかという思いをしますから、その点についていかがですか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 竹内議員の御指摘されるように、旧3町時代、それぞれの町があった時点では、この話し合いはされませんでした。私、当時の象潟町長ですので、されませんでした。このことについては、今、改めて反省をしているということです。

また、予算の執行については、予備費というのは、できるだけこれは使わない方向でいきますけれども、どうしても、急遽災害みたいな形で発生する場合がございます。これは予備費を使わせていただきたいと。

そういうことで、今回のことについても、しっかり話し合いが進められていけば、暫定予算の中で盛ることもできたでしょうし、あるいはそれぞれの町単位でできたかもしれません。この点はおわびを申し上げたいと思います。今後こういうことのないように十分話し合いを進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（榊原均君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定補正予算（第1号）及び議案第34号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定補正予算（第1号）2件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで、議案第33号及び議案第34号の2件の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）から議案第 37 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）までの 3 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで、議案第 35 号から議案第 37 号までの 3 件の質疑を終わります。

次に、議案第 38 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定補正予算（第 1 号）及び議案第 39 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算（第 1 号）の 2 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで、議案第 38 号及び議案第 39 号の 2 件の質疑を終わります。

私のほうから皆様に申し上げます。本日の会議は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。これから議案第 26 号から議案第 39 号までの討論、採決を行います。

議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。なお、発言は演壇で行っていただきます。

最初に、28 番佐藤功議員。

【28 番（佐藤功君）登壇】

28 番（佐藤功君） 28 番佐藤功でございます。議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論をいたします。

そもそも人事院勧告制度は、昭和 23 年に発足したものであり、国家公務員法第 28 条及び一般職の給与に関する法律第 2 条の規定に基づき、人事院が国会及び内閣に対して行うものであって、その内容は、国家公務員の給与の改定に関するものであります。それは、なぜかと申し上げますと、国家公務員については、労働基本権が制定されている代償措置として、人事院の給与勧告制度が設けられているからであります。それゆえに、その勧告をどのように実施するかは、国会、内閣及び国家公務員に関することであって、人事院勧告イコール地方公務員の給与改定と即断されがちですが、法律的には、直接的な関係を有するものではなく、極めて間接的に考慮すべき事情の一つという程度の意味にしかすぎないわけで、人事院勧告制度は、地方公務員にはなじまないものであります。

過去には、人事院勧告どおり実施しなかったこともありますし、よって、この議案第 26 号の提案理由にしても、人事院勧告に基づく国・県の措置に準じて改正しようとしておりますが、適切な理由とは言えません。

その改正内容につきましても、一般職の給与については、4 月にさかのぼって、平均で 0.33%、額にして 1,389 円の減額、扶養手当につきましても、17 年 12 月 1 日から月 500 円の引き下げ、勤勉手当につきましても 0.05% のアップであり、これらを相殺すると相当額の減額となります。

自治体職員のサービスの基本姿勢は、住民全体の奉仕者であって、全力を挙げ、一身をささげて勤務

に精励されております。今日の現状を見ても、必ずしも優遇されているとは言いがたいものであります。今回の改正によって、むしろ職員の働く意欲を低下させるものであります。また、働く意欲が低下することによって、住民サービスが低下するのではないかと心配されます。一般職員の給与は特別職の給与及び議員報酬とは異なり、労働の対価として支給される給与であり、生活給であります。この不況の中で、給与を引き下げることが賛同できません。むしろ特別職の給与及び議員報酬等の引き下げをし、一般職等の給与の減額分に充てるべきと考えます。

よって、議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については反対をいたします。

同僚議員の誠意ある御理解のもとに御賛同くださるようお願いをいたし、反対討論を終わります。

議長（榊原均君） 次に、23 番村上次郎議員。

【23 番（村上次郎君）登壇】

23 番（村上次郎君） 議案第 26 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、反対の立場から討論をします。

同僚議員もただいま述べましたけれども、本議案の条例改正のもとになった人事院勧告には、幾つもの問題がありますが、4 点に絞って述べたいと思います。

第 1 の問題は、マイナスの勧告になっているということです。官民格差が 0.36%、平均して 1,389 円もあるというふうに言って、基本給とそれに扶養手当も 500 円引き下げるというふうにしています。一時金はわずかに 0.05%引き上げるとしていますが、全体としては、実質的にはマイナスになる勧告です。賃下げの勧告は、1948 年に勧告制度が始まって以来、02 年、03 年に続く 3 度目です。基本給が下げられるということは、退職手当や生涯にわたっての年金にも影響してくるもので、働いている人の将来設計や働く意欲にも響いてくると思います。それだけにとどまらず、公務員、民間の賃下げの悪循環を引き起こし、他の労働者や営業、地域経済、景気にも悪影響を及ぼすことになっております。このことについては、質疑での答弁でも出されております。

2 つ目の問題は、不利益不遡及の原則を踏み破るものだということです。この原則は、労働条件の切り下げなどの不利益は、過去にさかのぼって適用してはならないというものです。この原則が崩れれば、一度払った給料を、払い過ぎていたから払い戻せということがまかり通るという異常な事態となります。今、まさに異常な状態です。答弁では、不利益不遡及に当てはまらないと言いますが、本当にそうでしょうか。職員への給与辞令には金額が明記されているようですが、4 月にさかのぼって減らすというのであれば、辞令上の金額が高かったから、後から返せ、あるいは今後の支給金額から削るということにもなってしまい、辞令交付という契約の面から見ても、問題があると思います。

第 3 の問題は、他の実態からもかけ離れているということです。市長は、人事院勧告は、社会情勢に合わせながら改善すると先ほど述べましたけれども、今回のマイナス勧告は、'05 年春闘での 1.47%、額にして 3,743 円賃上げという結果が全く考慮されていないのです。春闘では賃上げとなっているのに、人事院勧告は逆行しています。また、秋田県の本年度の最低賃金は 1 時間 608 円となり、2 円引き上げております。その他の地域でも、地域別最低賃金も 2 円から 5 円引き上げられ

ています。このような事実から見ても、今回の勧告は妥当なものとは到底認めることができません。

第4として、さらに重大なのは、給与構造の見直しを図るとして、次のことを打ち出していることです。1つ目は、俸給表を全国一律4.8%引き下げる、2つ目に、高齢層の給与抑制を図る、そのために、昇給カーブのフラット化 — 平らにして、あとは上げないということです。3つ目には、同僚議員の質疑にもありましたけれども、ゼロから18%の格差のある地域手当の創設をする、4つ目に、能力・成果主義の査定賃金を導入するというものです。

このように公務員の賃金制度を50年ぶりに見直す歴史的な抜本改悪が出されてきています。人事院では、この改悪を来年度、'06年度から5年間かけて実施するよう、政府に要請しています。これらの見直しに貫かれているのは、地域の公務員賃金引き下げのその財源で、中央省庁を優遇するとともに、生計費原則を否定し、民間でも破綻しつつある能力・成果主義を徹底しようとするところにあります。

今、小泉政府は、定率減税廃止など、庶民への大增税と、消費税率の引き上げも進めています。また、医療費、介護保険での負担増、年金の支給削減と納入費の増額など、社会保障は自己責任でやれという政策を強めています。その一方で大もうけの大企業への優遇、軍事費の聖域化、米軍への思いやり支出など、異常な政治を進めています。

このような中での働く者を粗末にする人事院勧告と、それに準じての条例改正には反対です。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、この議案に関連して、暫定補正予算では、すべての職員の人件費を減らしていますが、これらの議案にも同様の態度であることを申し沿えて討論とします。

議長（榊原均君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は、起立採決で行います。議案第26号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第26号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。17番竹内賢議員。

【17番（竹内賢君）登壇】

17番（竹内賢君） 簡単に申し上げます。今、議案第26号で一般職員の給与の削減が皆さんの賛成の中で決められました。私は反対をしました。その中で、今、にかほ市議会議員のいわゆる期末手当について0.05ヵ月分引き上げる議案であります。私は簡単に申し上げますが、4つの点で申し上げます。

1つは、私たちは今、10月1日から4月30日まで在任特例中であり、この在任特例という制

度については、法律的にはありますけれども、一般の市民の中からもかなりの異論があったと思います。合併協議会でもいろんな話がありました。そういう中で、私たちは今、7 ヶ月間の在任特例をやっているわけですから、報酬やあるいは手当について、合併協議会でせっかく確認されたものを変える必要はないだろうと、これが1つであります。

2 つ目は、私たちのこの報酬は、人事院勧告とは直接関連はありません。確かに、条例の中では一般職の給与についての例によるというふうになっていますけれども、率について、必ずしも一緒にしなくてもいいだろうと、これは法律的にも言われることだと思います。それぞれの自治体が自主的に、自分たちの自治体の財政や、あるいはいろんな市民の意見を聞きながら決める内容だと思いますから、今、職員の給与を引き下げの中で、こういうふうにして、人事勧告だ、あるいは一般職の給与が改定になったからということではありますが、これはおかしいだろうと。先ほども説明の中で、主査で年間6,314 円の減、それに対して私たち議員については1万2,650 円の増、こういうことは、私はおかしい、市民の理解を得られないだろうというふうに思います。そういう意味からいって、今、引き上げる必要はないと。

そういうことで反対討論をさせていただきますから、皆さんからぜひひとつ御理解をいただきたいと、こういうふうに討論を終わります。

議長（榊原均君） 次に、23 番村上次郎議員。

【23 番（村上次郎君）登壇】

23 番（村上次郎君） 議案第 27 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてに反対の討論を行います。

ただいま同僚議員も話をしましたけれども、また、先ほど人事院勧告の問題点は述べたとおりですが、その勧告による本議案となっております。質疑での答弁にありましたように、この議案による全議員の増額、これは約 59 万 9,000 円と説明されました。金額のこともさることながら、前の議案と勘案して、あるべき姿はどうかという点から考えたいと思います。

まず、議会、あるいは議員は、1 つは、市の具体的な政策を最終的に決定するということがあります。また、執行機関の行財政の運営や事業の実施を見届ける、監視するという使命もあります。しかし、私は、住民のための事業やサービスなどが適正に行われるよう、議員は市民のために頑張っている職員を応援するという側面もあるのではないかと思います。第一線で頑張っている一般職の賃金等が減らされるという中であって、議員が人事院勧告の中から、手当引き上げだけ取り上げて提案されていることに抵抗があります。

暫定予算の補正を見ても、議会費だけが増額され、他の人件費部分は、すべて三角印で減らされているという内容になっています。

それに、先ほども述べられましたが、現在の議員は、在任特例を使って、任期を延長し、大人数の議会となっており、このことについてもいろいろな考えや批判があるということは皆さん御存じのとおりです。こういう条件のもとであって、議員の手当を引き上げるという提案は、当事者としては常識的に見ても、あるべき形ではない、このように考えます。この議案の準備を担当した皆さんも、本当はすっきりしないままでの提案ではないかと推察されます。

出席されている議員の皆さん、この議案は、市民の感情からいっても、職員の心情を考慮しても、否決して当然ではないでしょうか。議員各位の良識で判断されるよう御理解を呼びかけまして、反対の討論とします。

議長（榊原均君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第 27 号の討論を終わります。

これから議案第 27 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 44 名です。

立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 29 番佐藤文昭議員、30 番小川正文議員、31 番本藤敏夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【17 番（竹内賢君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 採決の仕方について、やっぱり議場に諮らなければならないんじゃないですか。いわゆる無記名投票にした議長としての考えた方はなぜなんですか。

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後 5 時 00 分 休 憩

午後 5 時 02 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。29 番佐藤文昭議員、30 番小川正文議員、31 番本藤敏夫議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐藤文昭君、小川正文君、本藤敏夫君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 44 票、有効投票 44 票。有効投票のうち、賛成 22 票、反対 22 票、以上のとおり投票の結果は、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。議案第 27 号については、議長は可決と裁決いたします。

【4 番（竹内睦夫君）「可否同数の場合は、現状維持ではないか」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 今、事務局長との協議でございますけれども、今、竹内議員が申されたこともひとつのあれでありますけれども、最終的に議長がそういう形での判断を示しても何ら問題ないということでございますので、私は可決という裁決をさせていただきます。

【4 番（竹内睦夫君）「現状維持という原則もある」と呼ぶ】

議長（榊原均君） それも十分理解しておりますので。

したがって、議案第 27 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） 次に、議案第 28 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 29 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての 2 件の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 28 号及び議案 29 号の 2 件の討論を終わります。

これから議案第 28 号及び議案第 29 号の 2 件を一括して採決します。この 2 件の採決は簡易採決で行います。御異議ありませんか。

【17 番（竹内賢君）「異議あり。起立採決を提案します」と呼ぶ】

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後 5 時 13 分 休 憩

午後 5 時 15 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 28 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。この議案に賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 28 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

【17 番（竹内賢君）「議長」と呼び、発言を求める】

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 起立多数という話ですが、何人ですか。

議長（榊原均君） 賛成 29、反対 15 です。

これから議案第 29 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第 29 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。賛成 29、反対 15。よって、議案第 29 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 30 号の採決を行います。採決は起立によって行います。議案第 30 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 30 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。採決は起立によって行います。議案第 31 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員でございます。よって、議案第 31 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号平成 17 年度にかほ市一般会計暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 32 号を採決します。採決は起立によって行います。議案第 32 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 32 号平成 17 年度にかほ市一般会計暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 33 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 33 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 33 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 34 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 34 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 35 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 35 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 36 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 36 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 37 号を採決します。採決は起立によって行います。議案第 37 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 37 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 38 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 38 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

議案第 39 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 39 号を採決します。採決は起立によって行います。議案第 39 号に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。よって、議案第 39 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

今回の臨時議会では、皆さんに大変御迷惑をかけましたけれども、今後十分気をつけてまいりたいと思いますので、以後も御協力をよろしくお願いいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成 17 年第 2 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 5 時 32 分 閉 会

本会議録はその正確なるを証明するため署名する

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員